

## SMBCビジネスセミナー定額制クラブ 規約(2021年4月1日以降のご利用開始申込企業用)

### 第1条(適用範囲)

本規約はSMBCコンサルティング株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する「SMBCビジネスセミナー定額制クラブ」(以下「本クラブ」という)を通じて提供する有料研修サービス(以下「本サービス」という)の利用・申込に関し適用するものとします。但し、2021年4月1日以降の利用開始申込企業に適用するものとし、2021年3月31日までの入会企業には、別途定めるSMBCビジネスセミナー定額制クラブ 規約(2010年4月1日～2021年3月31日のご利用開始申込企業用)を適用するものとする。

### 第2条(定額制クラブ利用企業)

1. 定額制クラブ利用企業とは、本規約を承認の上、当社所定の利用手続きをし、当社が利用を承認した法人をいいます。
2. 本サービスの利用対象範囲は、定額制クラブ利用企業の役員および正社員(以下「利用者」という)とします。パートタイム、アルバイトおよび派遣社員等は、本サービスの利用対象外とします。
3. 定額制クラブ利用企業・利用者は、その資格や地位を第三者に譲渡、貸与等を行うことはできません。
4. 定額制クラブ利用企業は、当社が企画・運営するSMBC経営懇話会特別会員もしくは会員となります。

### 第3条(サービス利用・サービス利用可能地区)

本クラブの利用を希望する場合は、当社ホームページ上の利用申込画面もしくは当社所定のサービス利用申込書に必要事項をご記入の上、当社までお送りください。また、当社が申込を受け、当社が承認した場合に利用できるものとします。また、利用できるサービスは、利用申込した地区の本クラブが提供する本サービスに限定するものとします。複数の地区の本サービスを利用する場合は、それぞれの地区の本クラブの利用申込を必要とします。

### 第4条(初期費用・利用料および受講料)

1. 定額制クラブ利用企業は、別途定める初期費用・利用料を当社に支払うものとします。なお、利用料は、別途定めるSMBC経営懇話会会費と本サービスの利用料の合計とします。
2. 定額制クラブ利用企業は、本サービスの利用にあたり別途受講料が必要となった場合は、初期費用・利用料の他に別途定める受講料を支払うものとします。
3. 定額制クラブ利用企業は、初期費用・利用料および受講料について当社が定める以下の方法で支払うものとします。なお、支払いにともなう振込手数料等は、定額制クラブ利用企業の負担とします。
  - (1) 当社が指定する金融機関の口座からの口座引落しによる支払
  - (2) その他当社が指定する方法による支払

### 第5条(有効期間)

本クラブの有効期間は1ヶ月とし、定額制クラブ利用企業からの第6条所定のサービス利用終了の申出、または第7条に定める定額制クラブ利用資格の喪失がない限り、本クラブの有効期間はさらに1ヶ月自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第6条(サービス利用の終了)

1. 定額制クラブ利用企業は、当社所定の手続により利用を終了することができます。なお、定額制クラブの利用終了時においても、特段の申し出が無い限り「SMBC 経営懇話会の会員資格」は原則継続とし、別途定める SMBC 経営懇話会会費の支払いは継続します。
2. 前項による利用終了時に未払の利用料および受講料がある場合には、定額制クラブ利用企業は、利用終了後も当社に対する未払分の支払を免れないものとします。
3. 前項による利用終了時に、一定期間の利用料を前払いで受領している場合は、未経過期間分の利用料を当社所定の方法により月割りにより計算し、返還するものとします。

## 第7条(定額制クラブ利用資格の喪失)

定額制クラブ利用企業、利用者が次の各号のひとつに該当する場合、当該定額制クラブ利用企業は利用資格を喪失するものとします。また、定額制クラブ利用資格の喪失時に未払の利用料および受講料がある場合には、定額制クラブ利用企業は、喪失後も当社に対する未払分の支払を免れないものとします。

1. 定額制クラブ利用企業が利用料、または受講料の支払を遅滞した場合
2. 定額制クラブ利用企業、または利用者が本規約に違反した場合
3. 定額制クラブ利用企業、または利用者が本クラブの名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
4. 定額制クラブ利用企業、または利用者が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
5. 定額制クラブ利用企業について支払停止または破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算等の開始の申立があった場合
6. 定額制クラブ利用企業が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
7. 定額制クラブ利用企業が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつに該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
8. SMBC経営懇話会の利用資格を喪失した場合
9. SMBC経営懇話会を退会した場合
10. その他当社が定額制クラブ利用企業として不相当と判断した場合

## 第 8 条(定額制クラブ利用企業情報)

1. 当社は、定額制クラブ利用企業が登録した情報および定額制クラブ利用企業による本サービスの利用履歴等の情報(以下「定額制クラブ利用企業情報」という)を適正に管理することに努めます。
2. 当社は、本項第 1 号および第 2 号に該当する場合、定額制クラブ利用企業の同意を得ることなく本クラブの定額制クラブ利用企業情報を利用します。
  - (1) 本サービスの提供、および当社サービスや商品等のご案内
  - (2) 株式会社三井住友フィナンシャルグループおよびそのディスクロージャー誌に掲載されている連結子会社が、定額制クラブ利用企業に対して行う商品・サービスの提供やご案内。および同社が当社と共同で行う商品・サービスの提供やご案内
3. 本クラブの目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当社は、外部委託先との間で定額制クラブ利用企業情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先およびその従業員に協定遵守を確約させたうえで必要な定額制クラブ利用企業情報を提供することができるものとします。
4. 当社は、本条第 2 項および第 3 項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、定額制クラブ利用企業情報を第三者に提供しません。
  - (1) 定額制クラブ利用企業の同意が得られた場合
  - (2) 法令または証券取引所等の自主規制団体等の規則あるいは公的機関の命令または要請による場合
  - (3) 合併・会社分割・事業譲渡等により第三者に事業を承継させる場合
  - (4) 個別の定額制クラブ利用企業が特定できない状態で提供する場合

## 第 9 条(届出)

1. 定額制クラブ利用企業は、登録した定額制クラブ利用企業情報に変更が生じたとき、または第 7 条 5 項の事態が発生したときは、遅滞なく所定の様式により当社に届出をするものとします。
2. 当社が、社員数など登録した定額制クラブ利用企業の情報の提供を求めた場合は、定額制クラブ利用企業はこれに速やかに応じるものとします。

## 第 10 条(ログインID、パスワード)

1. 当社が提供するログインIDおよびパスワード等の使用・管理については、理由の如何を問わず、すべて定額制クラブ利用企業が責任を負うものとします。
2. 当社の責によらない事由により、ログインID、パスワード等の不正使用等が発生し、定額制クラブ利用企業が損害を受けた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 定額制クラブ利用企業は、ログインIDおよびパスワード等の紛失・盗難・漏出あるいは不正使用等が判明した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

## 第 11 条(サービスの提供)

1. 本サービスの提供内容、および諸条件・利用手続きは、別途定めるものとします。
2. 当社が提供するサービスの内容は、その正確性・完全性・有用性等について相当の注意をもって収集した情報に基づくものですが、当社は、それを保証するものではありません。これらの情報は、定額制クラブ利用企業の自主的判断をもって

利用するものとします。

3. 当社が提供するサービスは、適宜見直しを行い、その一部について中止ないし中断、あるいは新設することがあります。

#### **第 12 条(知的財産権)**

1. 本クラブのサービスで提供する情報等に関する著作権などの知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 定額制クラブ利用企業は、複製、販売その他いかなる手段によっても、本クラブのサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、利用終了後であっても適用されるものとします。

#### **第 13 条(免責)**

当社は、以下の場合にあっても一切責任を負わないものとします。

1. 定額制クラブ利用企業が、本クラブのサービスに基づいて損害を受けた場合
2. 機器・回線等の故障、停電、天災等の不慮の事態および保守作業等その他の理由により本クラブのサービスに中断、遅滞等が発生し、その結果として定額制クラブ利用企業が損害を受けた場合
3. インターネットによる各種情報提供サービスの実施に際し、当社の責によらない事由でコンピューターウイルスの感染、不正アクセス等による情報の流出、改竄等が発生し、その結果として定額制クラブ利用企業が損害を受けた場合

#### **第 14 条(規約の変更)**

1. 当社は、定額制クラブ利用企業の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本規約を変更する場合は適用の1ヶ月前に当社ホームページに掲示するほか、定額制クラブ利用企業に対して適宜の方法により通知するものとします。

#### **第 15 条(準拠法、および専属的合意管轄裁判所)**

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は 2021 年 4 月 1 日より実施します。

附則 本規約は 2023 年 5 月 31 日より実施します。

附則 本規約は 2024 年 10 月 15 日より実施します。

#### **利用手続き (2021 年 4 月 1 日以降のご利用開始申込企業用)**

##### **第 1 条(趣旨)**

この利用手続き(以下、「本利用手続き」という)は、SMBC コンサルティング株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する「SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ」(以下「本クラブ」という)の利用において、2021 年 4 月 1 日以降の利用開始申込企業に適用するものとし、別途定められた SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ規約(2021 年 4 月 1 日以降のご利用開始申込企業用)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とします。

## 第2条(サービス利用資格)

原則として正社員 500 名以下の法人を対象とします。

但し、正社員 500 名を超える法人についても、個別に初期費用・利用料等の条件を定めることで利用対象とする場合があります。

## 第3条(利用方法)

当社ホームページ上の利用申込画面もしくは当社所定のサービス利用申込書に必要事項をご記入の上、当社までお送りください。(ご利用いただく地区ごとのお申込が必要になります)。当社で審査の上、初期費用、初回の利用料の請求のご案内をお送りいたします。

## 第4条(初期費用・利用料)

1. 初期費用は 165,000 円(消費税込 税率 10%)です。ただし、既に SMBC ビジネスセミナー定額制 Web セミナーを利用している企業は初期費用を免除します。
2. 本サービス利用企業は社員数(法人単位)に応じた利用料を当社に毎月支払うものとします。利用料の額は、当社が別途定める通りです。なお、複数の地区に利用申込をした場合は、それぞれの利用料を支払うものとします。

### SMBCビジネスセミナー定額制クラブ 月額利用料(消費税込み)

社員数	月額利用料
49名以下	¥30,800
50～99名	¥49,500
100～199名	¥103,400
200～300名	¥157,300
301～400名	¥211,200
401～500名	¥265,100

※別途、SMBC経営懇話会の会費がかかります。

## 第5条(利用料支払い方法)

ご指定の口座より、毎月所定日に当月の利用料を引き落としいたします。ただし既に SMBC 経営懇話会等の会員は既登録の口座より引き落としさせていただくものとします。また、当社がその他の方法による支払を認めた場合は、その方法によりお支払いいただくものとします。

## 第6条(サービス利用の開始時期)

20 日までに利用申込書が到着した場合は月末までに、21 日以降月末までに利用申込書が到着した場合は翌月 10 日までに利用審査を行い、利用が承認された場合に限り、ID とパスワードをメールにて送付させていただきますので、ご利用を開始して下さい。(\*) 土日・祝日の場合は直前の平日まで

## 第7条(サービス利用終了)

本クラブは、サービス利用終了のお申し出をいただいた翌月からサービスが終了となります。サービス利用終了のお申し出をいただいた当月分の月額利用料は第5条記載の方法でお支払いいただくものとします。また、お申し込みいただいたセミナー等をサービス利用終了日以降にご利用される場合の受講料は有料となります。

## 第8条(届出社員数の変更)

定額制クラブ利用企業情報変更の届け出により、末日までに社員数の増減の連絡があった場合は、翌月引き落とし分より利用料を変更いたします。

#### **第 9 条(セミナーの利用)**

定額制クラブ利用企業は 1 回のセミナーにつき 5 人まで無料で受講させることができます。ただし、セミナーによってはその限りではなく、5 人以下でも、またその他の事由により別途受講料等が必要になる場合があります。その場合はホームページやパンフレットにその旨記載いたします。

#### **第 10 条(キャンセル)**

セミナーをキャンセルされる場合は、前営業日の午後 3 時までにご連絡ください。また、キャンセルの頻度の多い定額制クラブ利用企業には、本クラブの利用を制限する場合があります。

#### **第 11 条(開催中止)**

1. 最小施行人数に達しない場合等で開催を取り止める場合があります。
2. 自然災害などを理由にセミナーを中止する場合は、その旨ホームページに掲載いたします。その場合、交通費などのキャンセル料につきましてはお客さまのご負担でお願いいたします。

#### **第 12 条(本利用手続きの変更)**

1. 当社は、定額制クラブ利用企業の同意なく本利用手続きの内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本利用手続きを変更した場合、当社ホームページに掲示するほか、定額制クラブ利用企業に対して適宜の方法により通知するものとします。なお、本利用手続きはホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとします。

附則 本利用手続きは 2021 年 4 月 1 日より実施します。

附則 本利用手続きは 2023 年 5 月 31 日より実施します。

附則 本利用手続きは 2024 年 10 月 15 日より実施します。

## SMBCビジネスセミナー定額制クラブ 規約(2010年4月1日～2021年3月31日のご利用開始申込企業用)

### 第1条(適用範囲)

本規約はSMBCコンサルティング株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する「SMBCビジネスセミナー定額制クラブ」(以下「本クラブ」という)を通じて提供する有料研修サービス(以下「本サービス」という)の利用・申込に関し適用するものとします。但し、2010年4月1日以降2021年3月31日までの利用開始申込企業に適用するものとします。

### 第2条(定額制クラブ会員)

1. 定額制クラブ会員とは、本規約を承認の上、当社所定の入会手続きをし、第4条に定める入会金・初回の月会費の支払いにより当社が入会を承認した法人をいいます。
2. 本サービスの利用対象範囲は、定額制クラブ会員の役員および正社員(以下「利用者」という)とします。パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員等は、本サービスの利用対象外とします。
3. 定額制クラブ会員・利用者は、その資格や地位を第三者に譲渡、貸与等を行うことはできません。

### 第3条(入会・サービス利用可能地区)

本クラブへの入会を希望する場合は、当社所定の入会申込書に記名の上、入会を申し込むものとします。また、当社が申込を受け、当社が承認した場合に入会できるものとします。また、定額制クラブ会員が利用できる本サービスは、入会した地区の本クラブが提供する本サービスに限定するものとします。複数の地区の本サービスを利用する場合は、それぞれの地区の本クラブの入会を必要とします。

### 第4条(入会金・会費および受講料)

1. 定額制クラブ会員は、別途定める入会金・会費を当社に支払うものとします。
2. 定額制クラブ会員は、本サービスの利用にあたり別途受講料が必要となった場合は、入会金・会費の他に別途定める受講料を支払うものとします。
3. 定額制クラブ会員は、入会金・会費および受講料について当社が定める以下の方法で支払うものとします。なお、支払いにともなう振込手数料等は、定額制クラブ会員の負担とします。
  - (1)当社が指定する金融機関の口座からの口座引落としによる支払
  - (2)その他当社が指定する方法による支払

### 第5条(有効期間)

定額制クラブ会員資格の有効期間は1ヶ月とし、定額制クラブ会員からの第6条所定の退会の申出、または第7条に定める定額制クラブ会員資格の喪失がない限り、その定額制クラブ会員資格はさらに1ヶ月自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第6条(退会)

1. 定額制クラブ会員は、当社所定の手続により退会することができます。
2. 前項による退会時に未払の会費および受講料がある場合には、定額制クラブ会員は、退会後も当社に対する未払分の支払を免れないものとします。前項による退会時に、一定期間の会費を前払いで受領している場合は、未経過期間分の

会費を当社所定の方法により月割りにより計算し、返還するものとします。

#### 第7条(定額制クラブ会員資格の喪失)

定額制クラブ会員、利用者が次の各号のひとつに該当する場合、当該定額制クラブ会員は定額制クラブ会員資格を喪失するものとします。また、定額制クラブ会員資格の喪失時に未払の会費および受講料がある場合には、定額制クラブ会員は、喪失後も当社に対する未払分の支払を免れないものとします。

1. 定額制クラブ会員が会費、または受講料の支払を遅滞した場合
2. 定額制クラブ会員、または利用者が本規約に違反した場合
3. 定額制クラブ会員、または利用者が本クラブの名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
4. 定額制クラブ会員、または利用者が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
5. 定額制クラブ会員について支払停止または破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算等の開始の申立があった場合
6. 定額制クラブ会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
7. 定額制クラブ会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつに該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
8. その他当社が定額制クラブ会員として不相当と判断した場合

#### 第8条(定額制クラブ会員情報)

1. 当社は、定額制クラブ会員が登録した情報および定額制クラブ会員による本サービスの利用履歴等の情報(以下「定額制クラブ会員情報」という)を適正に管理することに努めます。
2. 当社は、本項第1号および第2号に該当する場合、定額制クラブ会員の同意を得ることなく本クラブの定額制クラブ会員情報を利用します。
  - (1) 本サービスの提供、および当社サービスや商品等のご案内
  - (2) 株式会社三井住友フィナンシャルグループおよびそのディスクロージャー誌に掲載されている連結子会社が、定額制クラブ会員に対して行う商品・サービスの提供やご案内。および同社が当社と共同で行う商品・サービスの提供



#### やご案内

3. 本クラブの目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当社は、外部委託先との間で定額制クラブ会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先およびその従業員に協定遵守を確約させうえに必要な定額制クラブ会員情報を提供することができるものとします。
4. 当社は、本条第 2 項および第 3 項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、定額制クラブ会員情報を第三者に提供しません。
  - (1) 定額制クラブ会員の同意が得られた場合
  - (2) 法令または証券取引所等の自主規制団体等の規則あるいは公的機関の命令または要請による場合
  - (3) 合併・会社分割・事業譲渡等により第三者に事業を承継させる場合
  - (4) 個別の定額制クラブ会員が特定できない状態で提供する場合

#### 第 9 条(届出)

1. 定額制クラブ会員は、登録した定額制クラブ会員情報に変更が生じたとき、または第 7 条 5 号の事態が発生したときは、遅滞なく所定の様式により当社に届出をするものとします。
2. 当社が、社員数など登録した定額制クラブ会員の情報の提供を求めた場合は、定額制クラブ会員はこれに速やかに応じるものとします。

#### 第 10 条(ログインID、パスワード)

1. 当社が提供するログインIDおよびパスワード等の使用・管理については、理由の如何を問わず、すべて定額制クラブ会員が責任を負うものとします。
2. 当社の責によらない事由により、ログインID、パスワード等の不正使用等が発生し、定額制クラブ会員が損害を受けた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 定額制クラブ会員は、ログインIDおよびパスワード等の紛失・盗難・漏出あるいは不正使用等が判明した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

#### 第 11 条(サービスの提供)

1. 本サービスの提供内容、および諸条件・利用手続きは、別途定めるものとします。
2. 当社が提供するサービスの内容は、その正確性・完全性・有用性等について相当の注意をもって収集した情報に基づくものですが、当社は、それを保証するものではありません。これらの情報は、定額制クラブ会員の自主的判断をもって利用するものとします。
3. 当社が提供するサービスは、適宜見直しを行い、その一部について中止ないし中断、あるいは新設することがあります。

#### 第 12 条(知的財産権)

1. 本クラブのサービスで提供する情報等に関する著作権などの知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 定額制クラブ会員は、複製、販売その他いかなる手段によっても、本クラブのサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、退会後であっても適用されるものとします。

### 第 13 条(免責)

当社は、以下の場合にあっても一切責任を負わないものとします。

1. 定額制クラブ会員が、本クラブのサービスに基づいて損害を受けた場合
2. 機器・回線等の故障、停電、天災等の不慮の事態および保守作業等その他の理由により本クラブのサービスに中断、遅滞等が発生し、その結果として定額制クラブ会員が損害を受けた場合
3. インターネットによる各種情報提供サービスの実施に際し、当社の責によらない事由でコンピューターウイルスの感染、不正アクセス等による情報の流出、改竄等が発生し、その結果として定額制クラブ会員が損害を受けた場合

### 第 14 条(規約の変更)

1. 当社は、定額制クラブ会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本規約を変更する場合は適用の1か月前に当社ホームページに掲示するほか、定額制クラブ会員に対して適宜の方法により通知するものとします。

### 第 15 条(準拠法、および専属的合意管轄裁判所)

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は 2010 年 1 月 1 日より実施します。

本規約は 2010 年 3 月 17 日に改定されました。

本規約は 2012 年 1 月 30 日に改定されました。

本規約は 2012 年 2 月 23 日に改定されました。

本規約は 2017 年 10 月 1 日に改定されました。

本規約は 2020 年 4 月 1 日に改定されました。

本規約は 2021 年 4 月 1 日に改定されました。

本規約は 2023 年 5 月 31 日に改定されました。

本規約は 2024 年 10 月 15 日に改定されました。

### 利用手続き(2010 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日のご利用開始申込企業用)

#### 第 1 条(趣旨)

この利用手続き(以下、「本利用手続き」という)は SMBC コンサルティング株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する「SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ」(以下「本クラブ」という)の利用において、2010 年 4 月 1 日以降 2021 年 3 月 31 日迄の入会申込企業に適用するものとし、別途定められた SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ規約(2010 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日のご利用開始申込企業用)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とします。

#### 第 2 条(入会資格)

原則として正社員 500 名以下の法人を対象とします。

但し、正社員 500 名を超える法人についても、個別に入会金・会費等の条件を定めることで入会対象とする場合があります。

#### 第 3 条(入会方法)

入会お申込用紙に必要事項をご記入の上、当社まで郵送もしくはFAXにてお送りください(ご利用いただく地区毎のお申込が必要になります)。当社で審査のうえ、入会金、初回の月会費の請求書を郵送いたします。入会金・月会費のお振込を確認した後、セミナー申し込み用ログイン ID とパスワードをメールにて送付させていただきます。

#### 第4条(入会金・会費)

##### 1. 入会金

SMBC 経営懇話会特別会員、SMBC 経営懇話会会員、および会員でない方の入会金は下記に定める通りです。複数の地区に入会した場合は、1 地区でのみ入会金を支払うものとします。

SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ 入会金(円・消費税込)

	SMBC経営懇話会		左記以外の方
	特別会員	会員	
社員数にかかわらず	33,000	88,000	143,000

##### 2. 会費

定額制クラブ会員は社員数(法人単位)に応じた会費を当社に毎月支払うものとします。会費の額は下記に定める通りです。複数の地区に入会した場合は、それぞれの月会費を支払うものとします。

SMBC ビジネスセミナー定額制クラブ 月会費(円・消費税込)

社員数	SMBC経営懇話会		左記以外の方
	特別会員	会員	
49名以下	24,200	26,400	27,500
50名より99名	34,100	37,400	38,500
100名より199名	64,900	73,700	77,000
200名より300名	97,900	110,000	115,500
301名より400名	136,400	151,800	159,500
401名より500名	174,900	193,600	203,500

※500名超は別途ご相談ください。

#### 第5条(会費支払い方法)

入会時の入会金と初回の月会費は一括して振込むものとします。2回目以降は三井住友銀行の定額制クラブ会員のご指定の口座より、毎月25日に翌月の会費を引き落とします。ただし SMBC 経営懇話会等の会員様は既登録の口座より引き落とさせていただきます。また、入会金と月会費について、当社がその他の方法による支払を認めた場合は、その方法によりお支払い頂くものとします。

#### 第6条(入会によるサービス利用の開始時期)

月末(\*)までに入会申込書を送付いただき、翌10日(\*)までに入会金と初回の月会費をお振込の場合、入会申込書到着の翌々月からのご利用とします。

(\*)土日・祝日の場合は直前の平日まで

#### **第7条(退会)**

退会のお申し出をいただいた翌月からサービスが終了となります。退会のお申し出をいただいた当月分の月額利用料は第5条記載の方法でお支払いいただくものとします。また、お申し込みいただいたセミナー等をサービス利用終了日以降にご利用される場合の受講料は有料となります。

#### **第8条(届出社員数の変更)**

定額制クラブ会員情報変更の届け出により、末日までに社員数の増減の連絡があった場合は、翌月引き落としより会費を変更いたします。

#### **第9条(セミナーの利用)**

定額制クラブ会員は1回のセミナーにつき5人まで無料で受講させることができます。ただし、セミナーによってはその限りではなく、5人以下でも、またその他の事由により別途受講料等が必要になる場合があります。その場合はホームページやパンフレットにその旨記載いたします。

#### **第10条(キャンセル)**

セミナーをキャンセルされる場合は、前営業日の午後3時までに連絡ください。キャンセルの頻度の多い定額制クラブ会員には、本クラブの利用を制限する場合があります。

#### **第11条(開催中止)**

1. 最少施行人数に達しない場合等で開催をとりやめる場合があります。
2. 自然災害などを理由にセミナーを中止する場合は、その旨ホームページに掲載いたします。その場合、交通費などのキャンセル料につきましてはお客さまのご負担でお願いいたします。

#### **第12条(本利用手続きの変更)**

1. 当社は、定額制クラブ会員の同意なく本利用手続きの内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本利用手続きを変更した場合、当社ホームページに掲載するほか、定額制クラブ会員に対して適宜の方法により通知するものとします。なお、本利用手続きはホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとします。

附則 本利用手続きは2010年1月1日より実施します。

本利用手続きは2010年3月17日に改定されました。

本利用手続きは2012年1月30日に改定されました。

本利用手続きは2013年12月18日に改定されました。

本利用手続きは2015年12月10日に改定されました。

本利用手続きは2016年9月27日に改定されました。

本利用手続きは2017年10月1日に改定されました。

本利用手続きは2020年7月1日に改定されました。

本利用手続きは2021年4月1日に改定されました。

本利用手続きは2024年10月15日改定されました。